

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第 2 の 2 の一部公開決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求の経過

- 1 令和 6 年(2024年) 3 月19日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、別表の「公開請求の内容」欄に記載の内容について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和 6 年 4 月 2 日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、別表の「公文書の名称」欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、「公開しない部分」欄に記載の部分（以下「本件非公開部分」という。）を「公開しない理由」欄に記載の理由により非公開とする一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和 6 年 4 月10日、審査請求人は、本件実施機関に対して、本件決定の取消し及び個人情報保護法の定めに適切に応じた、新たな公文書一部公開決定をすることを求めて審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等で行った主張は、おおむね次のとおりである。

個人情報保護法第 2 条では「個人情報」を「生存する個人に関する情報」に限定している。一方、本件決定では、特定の個人の情報のうち「死亡したところ」を「公開しない部分」に含めている。「死亡したところ」は当該個人の死後に付与された情報であるため、法が保護の対象としている個人情報には当たらず、それを公開しない根拠は存在しない。そもそも、「長野県情報公開条例の解釈及び運用基準」（以下「解釈運用基準」という。）において「『個人』には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。」とされているのは、個人情報保護法が規定する保護の範囲を超えた、特異な解釈であり運用基準である。

### 第 4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書等で行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求は、条例の規定に基づくものであるため、本件決定についても条例の規定及びその解釈に基づき行う必要があるところ、解釈運用基準によると、条例第7条第2号関係で「『個人に関する情報』（中略）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。」とされ、加えて「『個人』には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。」と解説されている。

よって、個人の生存又は死亡を問わず、個人に関する情報全般については、本号における非公開情報に該当すると考えられるところ、本件公文書には特定の個人の氏名等が記載されており、当該個人に関する情報であることが認められ、「死亡したところ」の部分についても、これら氏名等と一体となって記載されていることから、「個人に関する情報」であって、当該個人を識別することができ、非公開情報に該当する。また、本号ただし書に規定する情報が非公開情報から除かれているが、当該部分が慣行として公であったり、公務員の職務遂行情報であったりする事情も認められず、本号ただし書には該当しないと判断した。

なお、審査請求人は、解釈運用基準において「『個人』には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。」とされているのは、個人情報保護法が規定する保護の範囲を越えた、特異な解釈であり運用基準であると主張している。このことについて、個人情報保護委員会が作成する「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）では、「不開示情報となり得る情報である『個人に関する情報』は、『個人情報』とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。」と解説されている。これを踏まえると、条例は、「個人に関する情報」を非公開情報としていところ、審査請求人の主張する「個人情報保護法が規定する保護の範囲を越えた、特異な解釈」であるとは認められない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進を図ることにより県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

### 2 本件公文書及び本件非公開部分について

本件決定において、本件実施機関が特定した公文書は、特定の個人の職員死亡届並びに勤務状況やスケジュールに関する想定問答及び実際にあった質問や回答に係る公文書であり、このうち、争いのあるものは、職員死亡届のうち、「死亡したところ」

(以下「当該非公開部分」という。)である。

本件実施機関は、個人の生存又は死亡を問わず、個人に関する情報全般については、条例第7条第2号における非公開情報に該当することから、当該非公開部分についても、「個人に関する情報」であって、非公開情報に該当すると主張する。一方で、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条では「個人情報」を「生存する個人に関する情報」に限定しており、当該非公開部分は、特定の個人の死後に当該個人に付与された情報であるため、法が保護の対象としている個人情報には当たらず、公開すべきであると主張する。したがって、当該非公開部分の条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

### 3 条例第7条第2号について

本号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」を非公開情報として規定している。また、この「個人」には、死者の名誉、プライバシーに関する県民感情や、死者の情報公開が遺族のプライバシー侵害になりうること等を考慮すると、条例の「個人」には死者を含むと解すべきである。

なお、個人を識別できる情報であっても、一般に公開されている情報については、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、同号ただし書のアにおいて、同号の非公開情報から除いている。さらに、当該個人が公務員である場合において当該情報とその職務の遂行に係る情報である場合は、公務員としての職務活動を説明する責務が全うされるようにすべきとの観点から、同号ただし書のウにおいて、当該公務員の職氏名（当該公務員の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分は、非公開情報から除いている。

### 4 「個人に関する情報」について

法第2条において、「個人情報」は「生存する個人に関する情報（中略）に該当するもの」と規定されており、「生存する」個人の氏名や生年月日等の記述により特定の個人が識別することができるものと定義されている。

一方で、法第78条第1項第2号において、開示請求があったときに不開示情報となる「開示請求者以外の個人に関する情報」は、当該個人が生存しているか否かを限定しておらず、法第2条の「個人情報」と「個人に関する情報」は区別されて規定されている。また、事務対応ガイドにおいても、不開示情報の解説として、「不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。」と説明されている。

なお、国における情報公開制度について定めた、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）においては、開示請求があったときの不

開示情報として、第5条第1号で「個人に関する情報」と規定されており、「生存する個人」に限っておらず、「詳解情報公開法」（平成13年総務省行政管理局編）では、「『個人』には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる」と解釈が示されている。

これら法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定及び解釈のとおり、「個人情報」と不開示となり得る「個人に関する情報」とは、その範囲が異なっており、かつ、条例において「個人に関する情報」を非公開情報としている点は、国において「個人に関する情報」を非開示情報としている点と同様であり、条例について審査請求人の主張するような特異な解釈であるとは認められない。

#### 5 本件決定の妥当性について

本件請求は、特定の個人の氏名を挙げた上で、死去の事実や経緯を記載した公文書を対象としている。当該非公開部分が記載された公文書には、死去した個人の氏名や生年月日等も記載されており、当該情報と一体として条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であると認められる。

また、当該個人が死亡した事実は報道等により公にされているものの、当該非公開部分が公にされているとは認められないため、同号ただし書のアには該当しない。

さらに、当該個人は公務員であるが、当該非公開部分は当該個人の職務遂行に係る情報とは認められないため、同号ただし書のウには該当しない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に当該非公開部分を非公開とした判断は、妥当である。

#### 6 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### 7 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査経過

令和6年（2024年）	6月27日	諮問
	11月26日	審査請求人及び本件実施機関からの意見聴取並びに審議
令和7年（2025年）	1月28日	審議終結

(別表)

公開請求の内容	番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
原山隆一 前教育長の死去の事実やその経緯について説明した文書 (なお、死者に関する情報は個人情報保護法における保護の対象ではないと当方は認識しています。)	1	職員死亡届	生年月日、死亡したところ、住所、世帯主の氏名、本籍、筆頭者の氏名、死亡した人の夫または妻、届出人、署名	条例第7条第2号該当 左記情報は個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。 なお、同条例第7条第2号の「個人に関する情報」における「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。
	2	教育長の勤務状況についての想定質問(Q&A) (R4. 5. 13)	なし	—
	3	S B C 教育長のスケジュールについて質問事項	なし	—